毎週火・金曜日発行



目	
次	

報

結核予防法による医療機関の指定 (九八二・湯沢保健所) 1 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (九八一・湯沢保健所) 1

選挙管理委員会告示

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (情報企画課).......

道路区域の変更 (九八四・道路環境課) 基本測量終了の通知 (九八三・建設管理課)1

1

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 (一六四) 4

示

告

秋田県告示第九百八十一号

百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、 指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、 告示す 次の

平成十五年十二月九日

秋田県知事 寺

田 典

城

ページ

結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の

秋田県告示第九百八十二号

山本内科医院

湯沢市表町二丁目三番七号

平成十五年十一月

日

名

称

所

在

地

辞 退

年 月

日

第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令

平成十五年十二月九日

秋田県知事

寺

田

典

城

山本 内 科 夏 院		名称
湯沢 計表町二丁二	=	所在
*************************************		地
平成十五年十一月一日		指定年月日

秋田県告示第九百八十三号

日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年 法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定に基づき、 平成十五年秋田県告示第三百五十二号の基本測量について、平成十五年六月二十七 公示する。

平成十五年十二月九日

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県告示第九百八十四号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成十五年十二月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

県

田

(四)

平成十六年三月一日から平成十九年八月三十一日

借入期間

八札に参加する者に必要な資格等

別途指定する場所 借入物品の設置場所

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、

郵便番号〇一〇

秋田県企画振興部情報企画課 (電話〇一八 八六〇 四二七三)

八五七二 秋田市山王三丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

道路の区域

— 舟 旦 道	Ē	道路の種類
新	旧	旧新別
一日四十二号	三百四十二号	路線名
"	雄勝郡東成瀬村田子内字宮田一三〇番二から一四九番三まで	区間
五・〇〇一回 ・五〇	□四・五○○三七・○○	敷地の幅員(メートル)
0・11公日	〇・二六三	延長(キロメートル)

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路環境課

期間 平成十五年十二月九日から同月二十二日まで

告

公

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十二月九日 地方自治法施行令 (昭

寺 田 典

秋田県知事

城

秋

八札に付する事項

借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による

パーソナルコンピュータ 借入物品の名称及び数量

千六台

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通過 六 その他

までに規定するところによる。

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (東学金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と 要

(五) 契約書作成の要否

入札説明書及び仕様書の交付方法

規定する県の休日を除き、平成十五年十二月九日(火)から平成十六年一月九日 (金) までの期間、随時交付する。 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月十九日 (月)午後二時 秋田県庁第二庁舎五階情報化研修室

入札保証金

五

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

2

(六) に記載された必要資料等を提出すること。 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

その他

詳細は、 入札説明書による。

概要 Summary

七

- Nature and quantity of items to be rented: 1,006 Personal Computers
- Time-limit of tender: 2:00 P.M. 19 January, 2004
- 4273 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8572 , Japan TEL of Planning and Development, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Contact point for the notice: Information Planning Division, Department 018-860-

館市土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定 に基づき、公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大

平成十五年十二月九日

秋

その他の政治団体

秋田県知事 寺 田 典 城

> 大館市下代野字下代野八十番地 退任監事の住所及び氏名

石

田

助

成

したので、同条三項の規定に基づき、公告する。 市上川沿土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年十二月一日認可 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 大館

平成十五年十二月九日

秋田県知事

寺

田

典

城

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第百六十三号

成十五年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があった 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平

平成十五年十二月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

山本きよひろ政策研究会	柿﨑孝一後援会	佐藤直樹後援会	黒沢たつみ後援会	小山緑郎後援会	政治団体の名称
山本喜代宏	小田嶋 良 治	米澤甚榮	黒沢龍己	井上俊悦	代表者氏名
三ケ田忠治	佐藤茂夫	佐藤政尚	黒沢龍己	小山憲郎	会計責任者氏名
鹿角市花輪字六月田五十一番地二	平鹿郡十文字町佐賀会字伊賀利百七十八番地	仙北郡角館町白岩広久内字合野三十二番地	仙北郡角館町山谷川崎字黒沢百九十番地	仙北郡中仙町豊岡字大野中三十七番地三	主たる事務所の所在地
平成十五年十一月二十一日	平成十五年十一月十九日	平成十五年十一月十七日	平成十五年十一月十三日	平成十五年十一月十一日	届出年月日

二 その他の政治団体

政 党

秋選管告示第百六十四号

年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条の規定により、平成十五

があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。 平成十五年十二月九日

秋田県選挙管理委員会委員長

加 藤

堯

平成十五年十一月十八日	成田秀雄	藤嶋功	代表者	松尾秀一後援会
平成十五年十一月十七日	幸村修	幸村廣子	会計責任者	鐙則夫後援会
平成十五年十一月十一日	石田岩吉	成田栄一	代 表 者	石田ひろし後援会
£ £	IΒ	新	1) [((
■ 量 世 手 目	容	内	基 動	対台団本の名称

支部 民主党秋田県第1区総	連合会 自由民主党秋田県支部	連合会	自由民主党秋田県支部	郡第一支部自由民主党秋田県仙北	自由民主党昭和町支部) [5 	改台団本の名 尔
所在地	代表者	会計責任者	代表者	所 在 地主たる事務所の	所 在 地主たる事務所の	重	基 助
秋田市川尻御休町九番三十三号	野呂田芳成	津谷永光	金田勝年	仙北郡角館町西長野字中泊二百八十五番地一	南秋田郡昭和町大久保字宮の前百十五番地	新	内
秋田市山王七丁目十一番二十号	金田勝年	北 林 康 司	斉 藤 滋 宣	仙北郡角館町小勝田字小倉前二十五番地	南秋田郡昭和町乱橋字下畑五十番地	Ш	容
"	"	日	平成十五年十一月二十八	平成十五年十一月十八日	平成十五年十一月十日	É	量出

平成十五年十一月二十一	山 本 喜代宏	五十一番地二	鹿角市花輪字六月田五十一	会山本きよひろ政策研究	職) 衆議院議員 (現	喜代宏	山本
平成十五年十一月十三日	黒沢龍己	崎字黒沢百九十番地	仙北郡角館町山谷川崎字黒沢百九	黒沢たつみ後援会	ろうとする者) 員(候補者とな 角館町町議会議	龍	黒沢
£	代表者氏名	事務所の所在地	主たる事	名	2年 の利力	氏	出
■ 出	体	理団	金管	資	公哉の重頂	管理団体の	資 金 管
会委員長 加藤	秋田県選挙管理委員会委員長	平成十五年十二月九日規定に基づき、告示する。		次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の善政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、秋選管告示第百六十五号	^{生団体} の届出があっ 二年法律第百九十四 ―――――	者から資金管理法(昭和二十三六十五号	次の公職の候補者から資政治資金規正法(昭和秋選管告示第百六十五号
日平成十五年十一月二十五	号	大曲市栄町十三番三十八号		大曲市栄町十三番十六号	所在地	新 し い	大曲・市民の会みんなで創ろう新
日平成十五年十一月二十一		鹿角市花輪字六月田九十一番地	番地二	鹿角市花輪字六月田五十一番地二	所在地		山本きよひろ後援会

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

